

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（556））

2. 日時：平成29年12月22日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、  
津金安全審査官、伊藤安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他10名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第5条 津波による損傷の防止」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 津波遡上解析において、久慈川からの防潮堤端部への回り込みはないとしているが、敷地周辺の地形の状況も踏まえて、久慈川からの津波遡上の状況や敷地への到達、影響等について、遡上解析の内容踏まえて、整理して提示すること。
- 遡上解析の設定条件として、敷地周辺に存在する新川をモデル化していることが分かるよう提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

東海第二発電所 津波による損傷の防止

東海第二発電所 東二審査資料において非公開として取り扱う情報のうち「守秘義務が課されている情報」及び「公知のもの」の考え方について